

「2025 大阪・関西万博に向けた
障がいのあるアーティストによる現代アート発信事業」
委託仕様書

令和6年3月

大阪府福祉部障がい福祉室自立支援課

目 次

第1章 基本的事項	1
1 本事業の趣旨・目的	1
第2章 委託業務の基本事項	2
1 委託事業名	2
2 契約期間	2
3 開催場所	2
4 委託上限額	2
5 人員配置	2
6 事業実施計画（スケジュール）	2
7 成果品の帰属等	2
8 その他	2
<提案にあたって踏まえるべき基本的な考え方>	2
第3章 委託業務の実施	3
1 業務内容	3
(1) 業務内容及び提案を求める事項	
ア 万博展示会に展示する作品の収集・撮影等	3
イ 「ア」で収集した作品の中から万博展示会において展示する作品の選定・考察及び キュレーターの招へい等	3
ウ 万博に向けた機運醸成のためのプレ展示会の実施	4
エ 万博展示会に向けたアーカイブの構築準備	4
(2) 留意事項	4
2 提案に際しての参考資料	5
3 業務報告等	5
第4章 その他の留意事項	6
1 受託者として遵守すべき事項	6
(1) 守秘義務	6
(2) 個人情報保護	6
(3) 関係法令の遵守	6
(4) 公正採用への対応	6
(5) 人権研修の実施	6
(6) 著作物の譲渡等	6
(7) 提案内容等の遵守	6
(8) その他留意事項について	6
2 緊急対応	7
3 業務の引継ぎ	7

「2025 大阪・関西万博に向けた障がいのあるアーティストによる現代アート発信事業」 委託仕様書

第1章 基本的事項

1 本事業の趣旨・目的

大阪府では、2025 大阪・関西万博（以下、「万博」という。）を契機とし、障がいのあるアーティストの地域における自立を促し、障がいのあるアーティストの作品を現代アートとしてより認知を高めるため、令和7年度に万博会場において展示会を実施する予定です。ついでに、万博会場における展示の準備を兼ねて、令和6年度に府内アーティストの作品収集と、府外において展示会等を実施します。

第2章 委託業務の基本事項

1 委託事業名

2025 大阪・関西万博に向けた障がいのあるアーティストによる現代アート発信事業

2 契約期間

令和6（2024）年5月（予定）～令和7（2025）年3月31日

3 開催場所

府外展示会場（3か所程度）

4 委託上限額

30,000,000円（税込）

5 人員配置

受託者は、委託業務遂行のために必要な職員の人員配置計画を作成し、提出すること。

6 事業実施計画（スケジュール）

受託者は、委託業務遂行にあたっての、事業実施計画（スケジュール）を作成し、提出すること。

7 成果品の帰属等

この契約の成果品（アーカイブ構築にかかる一切の成果品、業務マニュアルなどの著作物を含む。ただし、制作されたアート作品等は除く。）に関する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）に規定する権利をいう。以下同じ）は、府に帰属する。

本事業実施にあたって制作されたアート作品等の著作権は著作者にあるものとし、成果物には含めないこととする。また、本事業終了後、原則的に作品は著作者または著作者の属する福祉サービス事業所等に返却するものとする。

8 その他

令和7年度開催の万博会場での展示についてはP.5「2提案に際しての参考資料」（1）を参照のこと。

<提案にあたって踏まえるべき基本的な考え方>

第1章の目的を実現するために、事業の提案にあたっては、本事業の企画及び業務遂行にあたっての、基本方針・具体的な取り組み内容を提案すること。

第3章 委託業務の実施

第1章の目的を実現するために、以下の業務を実施すること。

なお、実施にあたっては「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」に基づく『大阪計画』（令和6年3月策定予定）や、大阪府障がい者施策推進協議会文化芸術部会における「今後の大阪府における施策について」等の方向性にに基づき、次の企画運営にかかる業務を行うこと。

1 業務内容

(1) 業務内容及び提案を求める事項

以下の「ア」～「エ」の業務を行うこと。

なお、令和7年度に万博会場での展示会（P.5「2提案に際しての参考資料」（1）参照）を実施するための準備を兼ねるものである。

ア 万博展示会に展示する作品の収集・撮影等

- ・作品等の収集にあたっては、府が示すリスト（50か所程度を予定）に基づき、府内福祉サービス事業所や府内アーティストを複数訪問等し、万博展示会に展示する作品の収集を行うこと。その際、障がい福祉分野及び文化芸術分野の専門的知見や経験、ノウハウを有する人員を配置し、万博展示会に向けた作品制作や展示会への出展について可否の確認を行うとともに、すべての対応に関し、アーティスト個人個人の障がい特性や福祉サービス事業所に対する配慮を行うこと。また、価値のある作品として丁寧に扱うなど、綿密な調整等を行うこと。
- ・作品については現代アートとして目利きしたうえで、絵画（静止画。立体物等も含む）を90点以上（うちまだ発表されていない作品を10点以上含む）、動画（作品の制作風景、支援員のインタビューなど）を10点程度収集すること。
- ・作品の撮影にあたっては、原画の作品性を損なわず、アーカイブ（「エ」参照）や万博展示会での使用に耐えうるクオリティを遵守すること。
- ・撮影したデータは、当該事業が終了後、府に帰属するものとする。

提案を求める事項

- 1) 障がいのあるアーティストや福祉サービス事業所との調整を行う人員配置・体制
どのような人員配置・体制構築をするのか提案してください。
 - 2) 絵画や動画の収集方法
どのように何点収集するかを提案してください。
- イ 「ア」で収集した作品の中から万博展示会において展示する作品の選定・考察及びキュレーターの招へい等
- ・プロポーザル提案者において、令和7年度に開催する万博展示会のテーマを設定すること。
 - ・障がいのあるアーティスト作品を現代アートとして考察が可能な、海外または国内の著名なキュレーターを招へいし、キュレーターにより、プロポーザル提案者が設定したテーマに見合った作品を「ア」で収集した作品の中から選定するとともに、選定した作品を考察し、キャプションをつけ、作家の人となりや制作の背景、作品が持つ意味などを解説すること。
 - ・なお、テーマの設定については、事業開始後、キュレーターの意見を踏まえ、府と協議の上、最終決定することとする。
 - ・企画運営にあたっては、アート界等の現状を十分把握するため、文化芸術分野の専門的知見や経験、ノウハウを有する人員を配置すること。

提案を求める事項

1) 万博展示会テーマ、内容

・府がこれまで取り組んできた障がいのあるアーティストの文化芸術活動の趣旨を理解した上で、万博及び障がいのあるアーティストの現代アート発信事業としてふさわしい万博会場における展示会のテーマを提案してください。(例「SDGs の取組み」「いのち輝く未来社会」等)

2) 想定されるキュレーターやキュレーター等の業務内容・人員配置

想定されるキュレーターを具体的に提案するとともに、キュレーターが行う業務内容について提案してください。また、障がい福祉分野及び文化芸術分野の専門的知見や経験、ノウハウを有する人員について、どのような配置・体制とするのかを提案してください。

ウ 万博に向けた機運醸成のためのプレ展示会の実施

- ・万博に向けた機運醸成のため、プレ展示会を府外3か所程度で実施すること。
- ・展示会開催にあたっては、(1)「イ」で起用したキュレーターの関与を必須とし、万博展示会へとつなげられる内容とすること。
- ・障がいのある方も来場しやすいよう、各種アクセシビリティに配慮した展示会とすること。
- ・国内外に向け、障がいのあるアーティスト作品を現代アートとして発信すること。
- ・万博会場への集客につながる工夫を凝らした展示会とすること。
- ・事業終了後に、展示会の報告書を作成し提出すること。

提案を求める事項

1) プレ展示会テーマ、内容等

府外3か所程度で実施する展示会について、テーマ、開催期間、場所、内容、見込まれる集客者数等を提案してください。

2) アクセシビリティに配慮した内容

障がいのある方も来場しやすいよう、アクセシビリティについてどのような配慮を行うのか提案してください。(例：点字パンフレットの作成、展示角度の調整等)

3) 情報発信の手法

国内外に向け、障がいのあるアーティスト作品を現代アートとして発信すべく、どのような手法を取るのか提案してください。

4) 万博への集客を図る手法

万博のプレ展示会を行うことで、万博会場への集客とつなげる仕掛けづくりについて提案してください。

エ 万博展示会に向けたアーカイブの構築準備

- ・令和7年度に「ア」で収集した絵画や動画をデータベースとしてアーカイブシステムを構築するため、その準備を行うこと。
- ・準備したアーカイブシステム構築にかかる一切のものは、当該事業が終了後、府に帰属するものとする。

(2) 留意事項

本事業の実施にあたっては、すべての項目において、府が実施する「大阪府障がい者アート作品販売等支援事業（通称：カペイシャス事業）」と連携すること。

2 提案に際しての参考資料

提案に際しての参考資料は以下のとおり。

(1) 令和7年度の事業内容（予定）

ア 万博会場内における展示会の実施

以下の期間・場所において、展示会を実施予定。

- ・開催期間 令和7年7月26日（土）、27日（日） 午前9時～午後6時まで（予定）
- ・開催場所 万博会場内（ギャラリーWest（屋内展示室①）を予定）

※ 開催期間については変更が生じる可能性がある。

※ 開催期間は、大阪府と府内43市町村が一丸となってオール大阪の魅力を発信する自治体催事「（仮称）大阪ウィーク」会期中を予定。

※ 開催期間2日間に、設営、撤去も含む。

※ ギャラリーWest（屋内展示室①）については、以下 URL 内 P. 37～P. 39 を参照のこと。

https://www.expo2025.or.jp/wp/wp-content/themes/expo2025orjp_2022/assets/pdf/sponsorship/event/event_facility_summary_230911.pdf

イ 「ア」の展示会でのイベント等の実施

・「ア」の展示会場にて、令和6年度業務に関与したキュレーター等や成果物等を活用したイベント等（座談会、パネルディスカッション、ワークショップなど）を実施予定。

ウ アーカイブの構築

・令和6年度に準備したものをういてアーカイブを構築予定。

(2) 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（平成30年6月施行）

<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=430AC0100000047>

(3) 大阪府文化芸術部会ホームページ（府のこれまでの障がいのあるアーティストの文化芸術活動の取組み）

<https://www.pref.osaka.lg.jp/jiritsushien/jiritsushien/bunkageijutubukai.html>

(4) 大阪府障がい者アート作品販売等支援事業（通称：カペイシャス事業）

<https://www.capacious.jp/>

(5) 府における大阪府障がい者アート作品販売等支援事業（通称：カペイシャス事業）の位置づけ（大阪府ホームページ）

https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/2525/00346748/07_shiryoy5.pdf

(6) 「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」に基づく『大阪計画』

（※令和6年3月に施行予定）

https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/2525/00346748/2-04_shiryoy2-2.pdf

3 業務報告等

(1) 受託者は、毎年度事業終了後30日以内に、収支清算書及び事業実施報告書を作成し、書面及び電子データにより、事業の成果品とともに府へ提出すること。

(2) 上記のほか、受託者は、府の求めに応じ本事業の業務に関連する事項について書類を作成し、提出すること。

(3) 作成に要する経費は受託者負担とする。

第4章 その他の留意事項

1 受託者として遵守すべき事項

(1) 守秘義務

受託者は、業務の実施に際し、知り得た情報については第三者に漏らしてはならない。

(2) 個人情報保護

受託者が扱う個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律、大阪府個人情報の保護に関する法律施行条例の主旨に従い、厳密かつ適正に行うこと。

(3) 関係法令の遵守

受託者は、業務に従事する者の労働に関する権利を保障するため、次に掲げる法律のほか労働関係法令を遵守するとともに、業務の実施にあたり、下記以外の関係法令も遵守すること。

労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法、労働組合法、男女雇用機会均等法、労働者災害補償保険法、雇用保険法、健康保険法、厚生年金保険法

(4) 公正採用への対応

「大阪府公正採用選考人権啓発推進員設置要綱」又は「大阪労働局公正採用選考人権啓発推進員設置要綱」に基づき、一定規模の事業所において「公正採用選考人権啓発推進員」を配置すること。

《一定規模の事業所とは》
a 常時使用する従業員数が25人以上の事業所
b その他、知事又は公共職業安定所長が適当と認める事業所

(5) 人権研修の実施

受託者は、本事業に関し、業務に従事する者が人権について正しい認識をもって業務を遂行するとともに、実施効果を高めるために障がい者とのコミュニケーション能力を高めることができるよう、人権研修を行うこと。

(6) 著作物の譲渡等

受注者は、成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に府に無償で譲渡するものとする。ただし、当該著作物のうち受注者が従前より保有するものの著作権は、受注者に留保されるものとし、受注者は府及びその指定する者の必要な範囲で府及びその指定する者に無償で使用することを許諾するものとする。

ただし、本事業実施にあたって制作されたアート作品等の著作権は著作者にあるものとし、成果物には含めないこととする。

また、本事業終了後、原則的に作品は著作者または著作者の属する福祉サービス事業所等に返却するものとする。

(7) 提案内容等の遵守

提案内容に基づき府と協議して定めた業務及び受託者として果たすべき責務について、誠実に履行しない場合は、府がその履行を請求することとし、府の請求に従わないときは、次回の受託者選定の評価に反映する場合がある。

(8) その他留意事項について

本仕様書に記載のない事項及び業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、その都度府と協議

を行い、指示に従うこと。

2 緊急対応

受託者は、地震などの災害や事件などの危機事象発生時においては、府をはじめ警察・消防等と連携を図るとともに、その指示に従い、適切に対応すること。

3 業務の引継ぎ

- (1) 契約が終了する場合（契約解除により契約が終了した場合を含む。以下同じ。）には、受託者は、契約期間中に引継ぎ期間を設け、円滑に業務を引き継ぐこと。
- (2) 本事業の業務全般にわたる引継書を作成し、書面及び電子データにより、府へ提出すること。
- (3) 前項の引継書の内容は、本仕様書「第3章 委託業務の実施」に掲げる事項について、処理手順・申し合わせ事項等を特に詳細にかつ具体的に述べているものであること。
- (4) 上記のほか、受託者は、府の求めに応じ本事業の業務に関連する事項について書面及び電子データにより、府へ提出すること。
- (5) 受託者が上記の規定に違反し、府に損害が生じた場合は、受託者は府に対してその損害を賠償しなければならない。
- (6) 作成に要する経費は受託者負担とする。